

デジタルコンテンツ系専門職大学院基準 新旧対照表

平成 30 年 9 月 7 日
公益財団法人 大学基準協会

I. 「凡例」及び「デジタルコンテンツ系専門職大学院基準について」

新	旧	改定の理由
<p>凡 例</p> <p>関連法令を以下のように略す。</p> <p>「学 教 法」：学校教育法</p> <p>「学教法施規」：学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）</p> <p>「大 学」：大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）</p> <p>「大 学 院」：大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）</p> <p>「専 門 院」：専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）</p> <p>「告示第 53 号」：専門職大学院設置基準第 5 条第 1 項等の規定に基づく専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成 15 年文部科学省告示第 53 号）</p>	<p>凡 例</p> <p>関連法令を以下のように略す。</p> <p>「学 教 法」：学校教育法</p> <p>「学教法施規」：学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）</p> <p>「大 学」：大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）</p> <p>「大 学 院」：大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）</p> <p>「専 門 職」：専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）</p> <p>「告示第 53 号」：専門職大学院設置基準第 5 条第 1 項等の規定に基づく専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成 15 年文部科学省告示第 53 号）</p>	<p>専門職大学院設置基準と専門職大学設置基準、専門職短期大学設置基準との混同を避けるため略語を変更。</p>
<p>デジタルコンテンツ系専門職専門職大学院基準について</p> <p>[略]</p>	<p>デジタルコンテンツ系専門職専門職大学院基準について</p> <p>[略]</p>	

II. デジタルコンテンツ系専門職大学院基準

新	旧	改定の理由
1 使命・目的	1 使命・目的	
<p>項目 1：目的の設定及び適切性</p> <p>デジタルコンテンツ系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命（mission）とは、高度情報化社会にあつて、デジタル技術を活用したイノベーションの理論と実践にかかる教育研究を行い、コンテンツやビジネスを通じた新たな産業や文化を創造する能力を備えた人材の養成である。</p> <p>各デジタルコンテンツ系専門職大学院では、この基本的な使命の下、当該専門職大学院を設置する大学の理念に照らし合わせて、専門職学位課程の目的に適った固有の目的（以下「固有の目的」という。）を学則等に定めていることが必要である。また、固有の目的には、各デジタルコンテンツ系専門職大学院の特色を反映していることが望ましい。</p>	<p>項目 1：目的の設定及び適切性</p> <p>デジタルコンテンツ系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命（mission）とは、高度情報化社会にあつて、デジタル技術を活用したイノベーションの理論と実践にかかる教育研究を行い、コンテンツやビジネスを通じた新たな産業や文化を創造する能力を備えた人材の養成である。</p> <p>各デジタルコンテンツ系専門職大学院では、この基本的な使命の下、当該専門職大学院を設置する大学の理念に照らし合わせて、専門職学位課程の目的に適った固有の目的（以下「固有の目的」という。）を学則等に定めていることが必要である。また、固有の目的には、各デジタルコンテンツ系専門職大学院の特色を反映していることが望ましい。</p>	
<p>1-1 デジタルコンテンツ系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命のもと、固有の目的を設定していること。 F群</p> <p>1-2 固有の目的を専門職学位課程の目的に適ったものとする こと。（「専門院」第2条第1項） L群</p> <p>1-3 固有の目的を学則等に定めていること。 （「大学院」第1条の2） L群</p>	<p>1-1 デジタルコンテンツ系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命のもと、固有の目的を設定していること。 F群</p> <p>1-2 固有の目的を専門職学位課程の目的に適ったものとする こと。（「専門職」第2条第1項） L群</p> <p>1-3 固有の目的を学則等に定めていること。 （「大学院」第1条の2） L群</p>	

新	旧	改定の理由
<p>1-4 固有の目的には、どのような特色があるか。</p> <p style="text-align: right;">A群</p>	<p>1-4 固有の目的には、どのような特色があるか。</p> <p style="text-align: right;">A群</p>	
<p>項目 2 : 目的の周知 各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、固有の目的を教職員・学生等の学内の構成員に対して周知を図ることが必要である。</p>	<p>項目 2 : 目的の周知 各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、固有の目的を教職員・学生等の学内の構成員に対して周知を図ることが必要である。</p>	
<p>1-5 教職員、学生等の学内構成員に対して、固有の目的の周知を図っていること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p>	<p>1-5 教職員、学生等の学内構成員に対して、固有の目的の周知を図っていること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p>	
<p>2 教育内容・方法・成果</p>	<p>2 教育内容・方法・成果</p>	
<p>(1) 教育課程・教育内容</p>	<p>(1) 教育課程・教育内容</p>	
<p>項目 3 : 教育課程の編成 各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、専門職学位の水準を維持するため、教育課程を適切に編成・管理することが必要である。教育課程の編成にあたっては、当該専門職大学院に課せられた基本的な使命 (mission) を果たし、固有の目的に即した学習成果を明らかにするため、学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー) を策定し、その方針を踏まえて、教育課程の編成・実施方針 (カリキュラム・ポリシー) を策定することが必要である。また、これらの方針については、学生に周知を図ることが必要である。 各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務の架橋教育である点に留意し、体系</p>	<p>項目 3 : 教育課程の編成 各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、専門職学位の水準を維持するため、教育課程を適切に編成・管理することが必要である。教育課程の編成にあたっては、当該専門職大学院に課せられた基本的な使命 (mission) を果たし、固有の目的に即した学習成果を明らかにするため、学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー) を策定し、その方針を踏まえて、教育課程の編成・実施方針 (カリキュラム・ポリシー) を策定することが必要である。また、これらの方針については、学生に周知を図ることが必要である。 各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務の架橋教育である点に留意し、体系</p>	

新	旧	改定の理由
<p>的に教育課程を編成することが求められる。また、社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮することが必要である。そのうえで、固有の目的に即した教育内容を導入するとともに、特色ある授業科目を配置することが望ましい。</p>	<p>的に教育課程を編成することが求められる。また、社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮することが必要である。そのうえで、固有の目的に即した教育内容を導入するとともに、特色ある授業科目を配置することが望ましい。</p>	
<p>2-1 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を明文化し、学生に対して周知を図っていること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p> <p>2-2 学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務の架橋教育である点に留意し、次に掲げる事項を踏まえ、教育課程を体系的に編成していること。 <u>〔専門院〕</u> 第6条</p> <p>(1) デジタルコンテンツ系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命 (mission)、すなわち、高度情報化社会にあって、デジタル技術を活用したイノベーションの理論と実践にかかる教育研究を行い、コンテンツやビジネスを通じた新たな産業や文化を創造する能力を備えた人材の養成という観点から編成していること。</p> <p>(2) デジタルコンテンツ系分野の人材養成にとって基本的な内容、発展的な内容、実践的な内容、事例研究等を取扱う科目を適切に配置していること。</p> <p>(3) 学生による履修が系統的・段階的に行われるよう配慮していること。</p>	<p>2-1 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を明文化し、学生に対して周知を図っていること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p> <p>2-2 学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務の架橋教育である点に留意し、次に掲げる事項を踏まえ、教育課程を体系的に編成していること。 <u>〔専門職〕</u> 第6条</p> <p>(1) デジタルコンテンツ系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命 (mission)、すなわち、高度情報化社会にあって、デジタル技術を活用したイノベーションの理論と実践にかかる教育研究を行い、コンテンツやビジネスを通じた新たな産業や文化を創造する能力を備えた人材の養成という観点から編成していること。</p> <p>(2) デジタルコンテンツ系分野の人材養成にとって基本的な内容、発展的な内容、実践的な内容、事例研究等を取扱う科目を適切に配置していること。</p> <p>(3) 学生による履修が系統的・段階的に行われるよう配慮していること。</p>	

新	旧	改定の理由
<p style="text-align: right;">F 群・L 群</p> <p>2-3 社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮していること。</p> <p style="text-align: right;">F 群</p> <p>2-4 <u>産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効率的に実施するため、以下の者から成る教育課程連携協議会を設けていること。その際、(1)以外の者が過半数であること。</u> <u>(「専門院」第6条の2)</u> <u>(1) 学長又は当該デジタルコンテンツ系専門職大学院の長が指名する教員その他の職員</u> <u>(2) デジタルコンテンツ系分野の職業に就いている者又は当該職業分野に関連する団体（職能団体、事業者団体、デジタルコンテンツ系分野の職業に就いている者若しくは関連する事業を行う者による研究団体等）のうち広範囲の地域で活動するものの関係者であって、デジタルコンテンツ系分野の実務に関し豊富な経験を有する者</u> <u>(3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者（ただし、教育の特性により適当でない場合は置くことを要さない。）</u> <u>(4) 当該デジタルコンテンツ系専門職大学院が置かれる大学の教員その他の職員以外の者であって学長又は当該デジタルコンテンツ系専門職大学院の長が必要と認める者</u></p>	<p style="text-align: right;">F 群・L 群</p> <p>2-3 社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮していること。</p> <p style="text-align: right;">F 群</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>	<p>法令改正に合わせた変更</p>

新	旧	改定の理由
<p style="text-align: right;">L群</p> <p>2-5 デジタルコンテンツ系分野を取り巻く状況に配慮しつつ、 教育課程連携協議会の意見を勘案しながら教育課程を編 成していること。 <u>（「専門院」第6条第2項）</u></p> <p style="text-align: right;">L群</p> <p>2-6 授業科目には、固有の目的に即して、どのような特色ある 科目があるか。</p> <p style="text-align: right;">A群</p>	<p style="text-align: center;"><u>（新 設）</u></p> <p>2-4 授業科目には、固有の目的に即して、どのような特色ある 科目があるか。</p> <p style="text-align: right;">A群</p>	<p>法令改正に合 わせた変更</p>
<p>項目4：単位の認定、課程の修了等</p> <p>各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、関連法令に沿って学 習量を考慮した適切な単位を設定し、学生がバランスよく履修す るための措置を講じなければならない。</p> <p>単位の認定、課程の修了認定、在学期間の短縮にあたっては、 公正性・厳格性を担保するため、学生に対してあらかじめ明示し た基準・方法に基づきこれを行う必要がある。また、授与する学 位には、デジタルコンテンツ系分野の特性や教育内容に合致する 名称を付すことが求められる。</p>	<p>項目4：単位の認定、課程の修了等</p> <p>各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、関連法令に沿って学 習量を考慮した適切な単位を設定し、学生がバランスよく履修す るための措置を講じなければならない。</p> <p>単位の認定、課程の修了認定、在学期間の短縮にあたっては、 公正性・厳格性を担保するため、学生に対してあらかじめ明示し た基準・方法に基づきこれを行う必要がある。また、授与する学 位には、デジタルコンテンツ系分野の特性や教育内容に合致する 名称を付すことが求められる。</p>	
<p>2-7 授業科目の特徴、内容、履修形態、その履修のために要す る学生の学習時間（教室外の準備学習・復習を含む。）等 を考慮し、法令上の規定に則して、単位を設定しているこ と。</p>	<p>2-5 授業科目の特徴、内容、履修形態、その履修のために要す る学生の学習時間（教室外の準備学習・復習を含む。）等 を考慮し、法令上の規定に則して、単位を設定しているこ と。</p>	

新	旧	改定の理由
<p>(「大学」第21条、第22条、第23条)</p> <p style="text-align: right;">L群</p>	<p>(「大学」第21条、第22条、第23条)</p> <p style="text-align: right;">L群</p>	
<p>2-8 各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が1年間又は1学期に履修登録することができる単位数の上限を設定していること。</p> <p>(「専門院」第12条)</p> <p style="text-align: right;">L群</p>	<p>2-6 各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が1年間又は1学期に履修登録することができる単位数の上限を設定していること。</p> <p>(「専門職」第12条)</p> <p style="text-align: right;">L群</p>	
<p>2-9 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位又は当該専門職大学院入学前に修得した単位を当該専門職大学院で修得した単位として認定する場合、法令上の規定に則して、当該専門職大学院の教育水準・教育課程との一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行っていること。</p> <p>(「専門院」第13条、第14条)</p> <p style="text-align: right;">L群</p>	<p>2-7 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位又は当該専門職大学院入学前に修得した単位を当該専門職大学院で修得した単位として認定する場合、法令上の規定に則して、当該専門職大学院の教育水準・教育課程との一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行っていること。</p> <p>(「専門職」第13条、第14条)</p> <p style="text-align: right;">L群</p>	
<p>2-10 課程の修了認定に必要な在学期間・修得単位数を法令上の規定に則して適切に設定していること。</p> <p>(「専門院」第2条第2項、第3条、第15条)</p> <p style="text-align: right;">L群</p>	<p>2-8 課程の修了認定に必要な在学期間・修得単位数を法令上の規定に則して適切に設定していること。</p> <p>(「専門職」第2条第2項、第3条、第15条)</p> <p style="text-align: right;">L群</p>	
<p>2-11 課程の修了認定の基準・方法を学生に対して明示していること。(「専門院」第10条第2項)</p> <p style="text-align: right;">L群</p>	<p>2-9 課程の修了認定の基準・方法を学生に対して明示していること。(「専門職」第10条第2項)</p> <p style="text-align: right;">L群</p>	

新	旧	改定の理由
<p>2-12 在学期間の短縮を行っている場合、法令上の規定に則して当該期間を設定していること。また、その場合、固有の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮していること。 （「専門院」第16条）</p> <p style="text-align: right;">L群</p> <p>2-13 在学期間の短縮を行っている場合、その基準・方法を学生に対して学則等を通じてあらかじめ明示していること。また、明示した基準・方法を公正かつ厳格に運用していること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p> <p>2-14 授与する学位には、デジタルコンテンツ系分野の特性や当該デジタルコンテンツ系専門職大学院の教育内容にふさわしい名称を付していること。 （「学位規則」第5条の2、第10条）</p> <p style="text-align: right;">F群・L群</p>	<p>2-10 在学期間の短縮を行っている場合、法令上の規定に則して当該期間を設定していること。また、その場合、固有の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮していること。 （「専門職」第16条）</p> <p style="text-align: right;">L群</p> <p>2-11 在学期間の短縮を行っている場合、その基準・方法を学生に対して学則等を通じてあらかじめ明示していること。また、明示した基準・方法を公正かつ厳格に運用していること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p> <p>2-12 授与する学位には、デジタルコンテンツ系分野の特性や当該デジタルコンテンツ系専門職大学院の教育内容にふさわしい名称を付していること。 （「学位規則」第5条の2、第10条）</p> <p style="text-align: right;">F群・L群</p>	
<p>（2）教育方法</p>	<p>（2）教育方法</p>	
<p>項目5：履修指導、学習相談</p> <p>各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、入学前における学生の経験や修得知識の多様性を踏まえた履修指導体制を整備するとともに、修了後の学生のキャリアを見据え、学生の学習意欲を一層促進する適切な履修指導、学習相談を行うことが必要である。また、インターンシップ・実習等を実施する場合には、守秘義務に関する仕組みを規程等で明文化し、かつ、適切な指導を行</p>	<p>項目5：履修指導、学習相談</p> <p>各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、入学前における学生の経験や修得知識の多様性を踏まえた履修指導体制を整備するとともに、修了後の学生のキャリアを見据え、学生の学習意欲を一層促進する適切な履修指導、学習相談を行うことが必要である。また、インターンシップ・実習等を実施する場合には、守秘義務に関する仕組みを規程等で明文化し、かつ、適切な指導を行</p>	

新	旧	改定の理由
<p>うことが必要である。そのうえで、履修指導、学習相談には、固有の目的に即した特色ある取り組みを行うことが望ましい。</p>	<p>うことが必要である。そのうえで、履修指導、学習相談には、固有の目的に即した特色ある取り組みを行うことが望ましい。</p>	
<p>2-15 学生に対する履修指導、学習相談を学生の多様性（学修歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行っていること。 F群</p> <p>2-16 インターンシップ・実習等を実施する場合、守秘義務に関する仕組みを規程等で明文化し、かつ、適切な指導を行っていること。 F群</p> <p>2-17 履修指導、学習相談には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。 A群</p>	<p>2-13 学生に対する履修指導、学習相談を学生の多様性（学修歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行っていること。 F群</p> <p>2-14 インターンシップ・実習等を実施する場合、守秘義務に関する仕組みを規程等で明文化し、かつ、適切な指導を行っていること。 F群</p> <p>2-15 履修指導、学習相談には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。 A群</p>	
<p>項目 6 : 授業の方法等 各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、理論と実務の架橋を図る教育方法を導入することが必要である。また、教育効果を十分に上げるため、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮した適当な学生数で授業を実施しなければならない。さらに、事例研究、現地調査又は質疑応答や討論による双方向・多方向の授業等、個々の授業の履修形態に応じて最も効果的な授業方法を採用することが必要である。くわえて、多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合、又は通信教育によって授業を行う場合には、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を</p>	<p>項目 6 : 授業の方法等 各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、理論と実務の架橋を図る教育方法を導入することが必要である。また、教育効果を十分に上げるため、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮した適当な学生数で授業を実施しなければならない。さらに、事例研究、現地調査又は質疑応答や討論による双方向・多方向の授業等、個々の授業の履修形態に応じて最も効果的な授業方法を採用することが必要である。くわえて、多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合、又は通信教育によって授業を行う場合には、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を</p>	

新	旧	改定の理由
<p>その対象としなければならない。そのうえで、教育方法には、固有の目的に即して、特色ある取り組みを行うことが望ましい。</p>	<p>その対象としなければならない。そのうえで、教育方法には、固有の目的に即して、特色ある取り組みを行うことが望ましい。</p>	
<p>2-18 1つの授業科目について同時に授業を受ける学生数は、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適当な人数となっていること。 (「<u>専門院</u>」第7条) F群・L群</p> <p>2-19 実践教育を充実させるため、講義に加えて、討論、演習、実習、グループ学習、ケーススタディ、フィールド・スタディ、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態を採用していること。 (「<u>専門院</u>」第8条第1項) F群・L群</p> <p>2-20 多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としていること。 (「<u>専門院</u>」第8条第2項) L群</p> <p>2-21 通信教育によって授業を行う場合は、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としていること。 (「<u>専門院</u>」第9条)</p>	<p>2-16 1つの授業科目について同時に授業を受ける学生数は、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適当な人数となっていること。 (「<u>専門職</u>」第7条) F群・L群</p> <p>2-17 実践教育を充実させるため、講義に加えて、討論、演習、実習、グループ学習、ケーススタディ、フィールド・スタディ、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態を採用していること。 (「<u>専門職</u>」第8条第1項) F群・L群</p> <p>2-18 多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としていること。 (「<u>専門職</u>」第8条第2項) L群</p> <p>2-19 通信教育によって授業を行う場合は、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としていること。 (「<u>専門職</u>」第9条)</p>	

新	旧	改定の理由
<p style="text-align: right;">L群</p> <p>2-22 授業方法には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。</p> <p style="text-align: right;">A群</p>	<p style="text-align: right;">L群</p> <p>2-20 授業方法には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。</p> <p style="text-align: right;">A群</p>	
<p>項目7：授業計画、シラバス</p> <p>各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、学生の履修に配慮した授業時間帯や時間割等を設定することが必要である。また、シラバスには、毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等を明示し、授業はシラバスに従って適切に実施することが求められる。さらに、シラバスの内容を変更する場合には、その旨を適切な方法で学生に対して明示する必要がある。</p>	<p>項目7：授業計画、シラバス</p> <p>各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、学生の履修に配慮した授業時間帯や時間割等を設定することが必要である。また、シラバスには、毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等を明示し、授業はシラバスに従って適切に実施することが求められる。さらに、シラバスの内容を変更する場合には、その旨を適切な方法で学生に対して明示する必要がある。</p>	
<p>2-23 授業時間帯や時間割等を学生の履修に配慮して設定していること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p> <p>2-24 毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等をシラバスに明示していること。 （「専門院」第10条第1項）</p> <p style="text-align: right;">F群・L群</p> <p>2-25 授業をシラバスに従って実施していること。また、シラバスの内容を変更する場合には、その旨を適切な方法で学生</p>	<p>2-21 授業時間帯や時間割等を学生の履修に配慮して設定していること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p> <p>2-22 毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等をシラバスに明示していること。 （「専門職」第10条第1項）</p> <p style="text-align: right;">F群・L群</p> <p>2-23 授業をシラバスに従って実施していること。また、シラバスの内容を変更する場合には、その旨を適切な方法で学生</p>	

新	旧	改定の理由
<p>に対して明示していること。</p> <p style="text-align: right;">F 群</p>	<p>に対して明示していること。</p> <p style="text-align: right;">F 群</p>	
<p>項目 8 : 成績評価</p> <p>各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、専門職学位課程の水準を維持するため、成績評価の基準・方法を<u>適切に</u>設定し、シラバス等を通じて学生にあらかじめ明示することが必要である。また、実際の成績評価は、明示した基準・方法に基づいて公正かつ厳格に実施することが求められる。さらに、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを策定し、学生に対して明示するとともに、適切に運用する必要がある。</p>	<p>項目 8 : 成績評価</p> <p>各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、専門職学位課程の水準を維持するため、成績評価の基準・方法を設定し、シラバス等を通じて学生にあらかじめ明示することが必要である。また、実際の成績評価は、明示した基準・方法に基づいて公正かつ厳格に実施することが求められる。さらに、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを策定し、学生に対して明示するとともに、適切に運用する必要がある。</p>	<p>表現の明確性を高める修正</p>
<p>2-26 成績評価の基準・方法を<u>適切に</u>設定し、かつ、学生に対し明示していること。 （「専門院」第 10 条第 2 項）</p> <p style="text-align: right;">F 群・L 群</p> <p>2-27 学生に対して明示した基準・方法に基づいて成績評価を公正かつ厳格に行っていること。 （「専門院」第 10 条第 2 項）</p> <p style="text-align: right;">F 群・L 群</p> <p>2-28 成績評価において、評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを策定し、かつ、学生に対し明示していること。また、その仕組みを適切に運用していること。</p>	<p>2-24 成績評価の基準・方法を<u>策定</u>し、かつ、学生に対し明示していること。 （「専門職」第 10 条第 2 項）</p> <p style="text-align: right;">F 群・L 群</p> <p>2-25 学生に対して明示した基準・方法に基づいて成績評価を公正かつ厳格に行っていること。 （「専門職」第 10 条第 2 項）</p> <p style="text-align: right;">F 群・L 群</p> <p>2-26 成績評価において、評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを策定し、かつ、学生に対し明示していること。また、その仕組みを適切に運用していること。</p>	<p>表現の明確性を高める修正</p>

新	旧	改定の理由
F群	F群	
<p>項目 9 : 改善のための組織的な研修等</p> <p>各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を実施することが必要である。また、当該専門職大学院の教育水準の維持・向上を図るために、教員の実務上の知見の充実及び教育上の指導能力の向上に努めることが重要である。授業の内容及び方法の改善を図るためには、学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表することが必要である。さらに、その結果を利用して、教育の改善につなげる仕組みを整備し、こうした仕組みが当該専門職大学院内の関係者間で適切に共有され、教育の改善に有効に機能していることが必要である。<u>また、教育の改善を図るにおいては、外部からの意見も勘案することが必要である。</u>そのうえで、<u>教育課程及び内容、方法の改善には、固有の目的に即して、特色ある取り組みを行うことが望ましい。</u></p>	<p>項目 9 : 改善のための組織的な研修等</p> <p>各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を実施することが必要である。また、当該専門職大学院の教育水準の維持・向上を図るために、教員の実務上の知見の充実及び教育上の指導能力の向上に努めることが重要である。授業の内容及び方法の改善を図るためには、学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表することが必要である。さらに、その結果を利用して、教育の改善につなげる仕組みを整備し、こうした仕組みが当該専門職大学院内の関係者間で適切に共有され、教育の改善に有効に機能していることが必要である。そのうえで、<u>教育方法の改善には、固有の目的に即して、特色ある取り組みを行うことが望ましい。</u></p>	法令改正に合わせた変更
<p>2-29 授業の内容及び方法の改善を図るために、組織的な研修及び研究を実施していること。 （「専門院」第11条）</p> <p style="text-align: right;">F群・L群</p> <p>2-30 教員の実務上の知見の充実及び教育上の指導能力の向上に努めていること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p>	<p>2-27 授業の内容及び方法の改善を図るために、組織的な研修及び研究を実施していること。 （「専門職」第11条）</p> <p style="text-align: right;">F群・L群</p> <p>2-28 教員の実務上の知見の充実及び教育上の指導能力の向上に努めていること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p>	

新	旧	改定の理由
<p>2-31 学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表していること。また、その結果を利用して教育の改善につなげる仕組みを整備していること。さらに、こうした仕組みが、当該大学院内の関係者間で適切に共有され、教育の改善に有効に機能していること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p> <p>2-32 教育課程及びその内容、方法の改善を図るに際しては、<u>教育課程連携協議会の意見を勘案していること。</u> <u>(「専門院」第6条第3項)</u></p> <p style="text-align: right;">L群</p> <p>2-33 教育課程及びその内容、方法の改善には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。</p> <p style="text-align: right;">A群</p>	<p>2-29 学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表していること。また、その結果を利用して教育の改善につなげる仕組みを整備していること。さらに、こうした仕組みが、当該大学院内の関係者間で適切に共有され、教育の改善に有効に機能していること。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2-30 教育方法の改善には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。</p> <p style="text-align: right;">A群</p>	<p>法令改正に合わせた変更</p> <p>文言の整合性を図る修正</p>
<p>(3) 成果</p>	<p>(3) 成果</p>	
<p>項目 10 : 教育成果の評価の活用</p> <p>各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、学位の授与状況、修了者の進路状況等を踏まえ、固有の目的に即して教育成果を評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用することが必要である。</p>	<p>項目 10 : 教育成果の評価の活用</p> <p>各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、学位の授与状況、修了者の進路状況等を踏まえ、固有の目的に即して教育成果を評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用することが必要である。</p>	
<p>2-34 固有の目的に即して教育成果を評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用していること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p>	<p>2-31 固有の目的に即して教育成果を評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用していること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p>	

新	旧	改定の理由
3 教員・教員組織	3 教員・教員組織	
<p>項目 11：専任教員数、構成等</p> <p>各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、基本的な使命(mission)、固有の目的を実現することができるよう、適切な教員組織を編制しなければならない。そのためには、関連法令を遵守しなければならない。また、専門職大学院には、理論と実務の架橋教育が求められていることに留意して、適切に教員を配置することが必要である。その際、教員構成の多様性も考慮することが望ましい。</p>	<p>項目 11：専任教員数、構成等</p> <p>各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、基本的な使命(mission)、固有の目的を実現することができるよう、適切な教員組織を編制しなければならない。そのためには、関連法令を遵守しなければならない。また、専門職大学院には、理論と実務の架橋教育が求められていることに留意して、適切に教員を配置することが必要である。その際、教員構成の多様性も考慮することが望ましい。</p>	
<p>3-1 専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。 (「告示第 53 号」第 1 条第 1 項) F 群・L 群</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3-2 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は、原則として教授で構成されていること。 (「告示第 53 号」第 1 条第 6 項) L 群</p> <p>3-3 専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力を備えている</p>	<p>3-1 専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。 (「告示第 53 号」第 1 条第 1 項) F 群・L 群</p> <p>3-2 <u>専任教員は、1 専攻に限り専任教員として取り扱われていること。</u> <u>(「専門職」第 5 条第 2 項、「告示第 53 号」第 1 条第 5 項)</u> L 群</p> <p>3-3 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は、原則として教授で構成されていること。 (「告示第 53 号」第 1 条第 6 項) L 群</p> <p>3-4 専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力を備えている</p>	<p>法令改正に合わせた変更</p>

新	旧	改定の理由
<p>こと。</p> <p>1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者</p> <p>2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者</p> <p>3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> <p>(「専門院」第5条)</p> <p style="text-align: right;">F群・L群</p>	<p>こと。</p> <p>1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者</p> <p>2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者</p> <p>3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> <p>(「専門職」第5条)</p> <p style="text-align: right;">F群・L群</p>	
<p>3-4 専任教員に占める実務家教員の割合は、デジタルコンテンツ系分野で必要とされる専任教員数のおおむね3割以上であること。</p> <p>(「告示第53号」第2条第1項、第2項)</p> <p style="text-align: right;">L群</p>	<p>3-6 専任教員に占める実務家教員の割合は、デジタルコンテンツ系分野で必要とされる専任教員数のおおむね3割以上であること。</p> <p>(「告示第53号」第2条第1項、第2項)</p> <p style="text-align: right;">L群</p>	
<p>3-5 専任教員のうち実務家教員は、5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する教員であること。</p> <p>(「告示第53号」第2条第1項)</p> <p style="text-align: right;">L群</p>	<p>3-5 専任教員のうち実務家教員は、5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する教員であること。</p> <p>(「告示第53号」第2条第1項)</p> <p style="text-align: right;">L群</p>	
<p>3-6 <u>実務家教員中に「みなし専任教員」を置く場合は、その数及び担当授業科目の単位数が法令上の規定に則したものであること。また、教育課程の編成その他組織の運営について責任を担っていること。</u></p> <p>(「告示第53号」第2条第2項)</p> <p style="text-align: right;">L群</p>	<p>(新設)</p>	<p>「みなし専任教員」に関わる評価の視点を明確化</p>

新	旧	改定の理由
<p>3-7 専任教員中に学部又は研究科（博士、修士若しくは他の専門職学位の課程）と兼担する教員を置く場合は、その数及び期間が法令上の規定に則したものであること。 （「専門院」第5条第2項、「告示第53号」第1条第2項）</p> <p style="text-align: right;">L群</p>	<p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>法令改正に合わせた変更</p>
<p>3-8 カリキュラムの中核をなす基本的な科目については、専任教員を中心に配置していること。また、当該分野において理論を重視する科目及び実践を重視する科目にそれぞれ適切な教員を配置していること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p>	<p>3-7 カリキュラムの中核をなす基本的な科目については、専任教員を中心に配置していること。また、当該分野において理論を重視する科目及び実践を重視する科目にそれぞれ適切な教員を配置していること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p>	
<p>3-9 カリキュラムの中核をなす基本的な科目については、原則として、専任の教授又は准教授を配置していること。また、兼担・兼任教員が担当する場合、その教員配置は、基準・手続によって行われていること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p>	<p>3-8 カリキュラムの中核をなす基本的な科目については、原則として、専任の教授又は准教授を配置していること。また、兼担・兼任教員が担当する場合、その教員配置は、基準・手続によって行われていること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p>	
<p>3-10 専任教員構成では、年齢のバランスに配慮していること。 （「大学院」第8条第5項）</p> <p style="text-align: right;">L群</p>	<p>3-9 専任教員構成では、年齢のバランスに配慮していること。 （「大学院」第8条第5項）</p> <p style="text-align: right;">L群</p>	
<p>3-11 教員組織が、デジタルコンテンツ系分野の特性に応じた多様性や、性別のバランスなどを考慮したうえで、適切に構成されていること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p>	<p>3-10 教員組織が、デジタルコンテンツ系分野の特性に応じた多様性や、性別のバランスなどを考慮したうえで、適切に構成されていること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p>	

新	旧	改定の理由
<p>3-12 固有の目的に即して、教員組織の編制にどのような特色があるか。</p> <p style="text-align: right;">A群</p>	<p>3-11 固有の目的に即して、教員組織の編制にどのような特色があるか。</p> <p style="text-align: right;">A群</p>	
<p>項目 12：教員の募集・任免・昇格</p> <p>各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、将来にわたり教育研究活動を維持するために十分な教育研究能力や専門的知識・経験を備えた教員を任用するため、教員組織の編制方針や透明性のある手続等を定め、その公正な運用に努めることが必要である。</p>	<p>項目 12：教員の募集・任免・昇格</p> <p>各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、将来にわたり教育研究活動を維持するために十分な教育研究能力や専門的知識・経験を備えた教員を任用するため、教員組織の編制方針や透明性のある手続等を定め、その公正な運用に努めることが必要である。</p>	
<p>3-13 教授、准教授、助教、講師等の職階や、客員、任期付き等の属性などを考慮した教員組織の編制方針を有しており、それに基づいた教員組織編制を行っていること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p> <p>3-14 教員の募集・任免・昇格について、適切な内容の基準、手続に関する規程を定め、公正に運用していること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p>	<p>3-12 教授、准教授、助教、講師等の職階や、客員、任期付き等の属性などを考慮した教員組織の編制方針を有しており、それに基づいた教員組織編制を行っていること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p> <p>3-13 教員の募集・任免・昇格について、適切な内容の基準、手続に関する規程を定め、公正に運用していること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p>	
<p>項目 13：専任教員の教育研究活動等の評価</p> <p>各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、専任教員の教育研究活動の有効性、組織内運営への貢献及び社会への貢献について検証し、専任教員の諸活動の改善・向上に努めることが必要である。</p>	<p>項目 13：専任教員の教育研究活動等の評価</p> <p>各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、専任教員の教育研究活動の有効性、組織内運営への貢献及び社会への貢献について検証し、専任教員の諸活動の改善・向上に努めることが必要である。</p>	
<p>3-15 専任教員の教育活動、研究活動、組織内運営への貢献及び</p>	<p>3-14 専任教員の教育活動、研究活動、組織内運営への貢献及び</p>	

新	旧	改定の理由
<p>社会への貢献等について、適切に評価する仕組みを整備していること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p> <p>3-16 専任教員の教育活動、研究活動、組織内運営への貢献及び社会への貢献等の評価には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。</p> <p style="text-align: right;">A群</p>	<p>社会への貢献等について、適切に評価する仕組みを整備していること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p> <p>3-15 専任教員の教育活動、研究活動、組織内運営への貢献及び社会への貢献等の評価には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。</p> <p style="text-align: right;">A群</p>	
<p>4 学生の受け入れ</p>	<p>4 学生の受け入れ</p>	
<p>項目 14：学生の受け入れ方針、入学者選抜の実施体制及び定員管理</p> <p>各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、基本的な使命(mission)、固有の目的の実現のために、明確な学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)を設定し、その方針に基づき、適切な選抜方法・手続等を設定したうえで、事前にこれらを公表することが必要である。また、入学者選抜を責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施することが必要である。さらに、障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制を整備することが必要である。</p> <p>各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理することが必要である。</p> <p>各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、固有の目的を実現するため、学生を受け入れるための特色ある取り組みを実施することが望ましい。</p>	<p>項目 14：学生の受け入れ方針、入学者選抜の実施体制及び定員管理</p> <p>各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、基本的な使命(mission)、固有の目的の実現のために、明確な学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)を設定し、その方針に基づき、適切な選抜方法・手続等を設定したうえで、事前にこれらを公表することが必要である。また、入学者選抜を責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施することが必要である。さらに、障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制を整備することが必要である。</p> <p>各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理することが必要である。</p> <p>各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、固有の目的を実現するため、学生を受け入れるための特色ある取り組みを実施することが望ましい。</p>	

新	旧	改定の理由
<p>4-1 明確な学生の受け入れ方針を設定し、かつ、公表していること。(「学教法施規」第165条の2第1項、第172条の2第1項)</p> <p style="text-align: right;">F群・L群</p>	<p>4-1 明確な学生の受け入れ方針を設定し、かつ、公表していること。(「学教法施規」第172条の2)</p> <p style="text-align: right;">F群・L群</p>	<p>法令改正に合わせた変更</p>
<p>4-2 学生の受け入れ方針に基づき、適切な選抜基準・方法・手続を設定していること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p>	<p>4-2 学生の受け入れ方針に基づき、適切な選抜基準・方法・手続を設定していること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p>	
<p>4-3 選抜方法・手続を事前に入学志願者をはじめ、広く社会に公表していること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p>	<p>4-3 選抜方法・手続を事前に入学志願者をはじめ、広く社会に公表していること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p>	
<p>4-4 入学者選抜にあたっては、学生の受け入れ方針、選抜基準・方法に適った学生を受け入れていること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p>	<p>4-4 入学者選抜にあたっては、学生の受け入れ方針、選抜基準・方法に適った学生を受け入れていること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p>	
<p>4-5 入学者選抜を責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施していること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p>	<p>4-5 入学者選抜を責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施していること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p>	
<p>4-6 障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制等を整備していること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p>	<p>4-6 障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制等を整備していること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p>	
<p>4-7 入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在</p>	<p>4-7 入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在</p>	

新	旧	改定の理由
<p>籍学生数を適正に管理していること。 (「大学院」第10条第3項)</p> <p style="text-align: right;">F群・L群</p> <p>4-8 学生の受け入れには、固有の目的に即して、どのような特色ある取り組みがなされているか。</p> <p style="text-align: right;">A群</p>	<p>籍学生数を適正に管理していること。 (「大学院」第10条第3項)</p> <p style="text-align: right;">F群・L群</p> <p>4-8 学生の受け入れには、固有の目的に即して、どのような特色ある取り組みがなされているか。</p> <p style="text-align: right;">A群</p>	
5 学生支援	5 学生支援	
<p>項目 15 : 学生支援</p> <p>各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、大学全体の支援体制等により、学生が学習に専念できるよう、学生生活に関する相談・支援体制、各種ハラスメントに関する規程及び相談体制、奨学金などの経済的支援に関する相談・支援体制を整備し、支援することが必要である。また、これらの支援体制等について、学生に対し周知を図ることが必要である。さらに、障がいのある者を受け入れるための支援体制も整備し、支援等を行うことが必要である。</p> <p>各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、学生の課程修了後を見越したキャリア形成、進路選択等の相談・支援体制、留学生・社会人学生のための支援体制、学生の自主的な活動や修了生の同窓会組織等に対する支援体制を整備し、支援することが望ましい。また、こうした学生支援については、固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。</p>	<p>項目 15 : 学生支援</p> <p>各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、大学全体の支援体制等により、学生が学習に専念できるよう、学生生活に関する相談・支援体制、各種ハラスメントに関する規程及び相談体制、奨学金などの経済的支援に関する相談・支援体制を整備し、支援することが必要である。また、これらの支援体制等について、学生に対し周知を図ることが必要である。さらに、障がいのある者を受け入れるための支援体制も整備し、支援等を行うことが必要である。</p> <p>各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、学生の課程修了後を見越したキャリア形成、進路選択等の相談・支援体制、留学生・社会人学生のための支援体制、学生の自主的な活動や修了生の同窓会組織等に対する支援体制を整備し、支援することが望ましい。また、こうした学生支援については、固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。</p>	
5-1 学生生活に関する相談・支援体制を整備し、効果的に支援	5-1 学生生活に関する相談・支援体制を整備し、効果的に支援	

新	旧	改定の理由
<p>を行っていること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p>	<p>を行っていること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p>	
<p>5-2 各種ハラスメントに関する規程及び相談体制を整備し、学生に対してこれらに関する周知を図っていること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p>	<p>5-2 各種ハラスメントに関する規程及び相談体制を整備し、学生に対してこれらに関する周知を図っていること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p>	
<p>5-3 奨学金などの経済的支援についての相談・支援体制を整備していること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p>	<p>5-3 奨学金などの経済的支援についての相談・支援体制を整備していること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p>	
<p>5-4 障がいのある者を受け入れるための支援体制を整備し、支援を行っていること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p>	<p>5-4 障がいのある者を受け入れるための支援体制を整備し、支援を行っていること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p>	
<p>5-5 学生の課程修了後を見越したキャリア形成、進路選択等に関わる相談・支援体制を整備し、効果的に支援を行っているか。</p> <p style="text-align: right;">A群</p>	<p>5-5 学生の課程修了後を見越したキャリア形成、進路選択等に関わる相談・支援体制を整備し、効果的に支援を行っているか。</p> <p style="text-align: right;">A群</p>	
<p>5-6 留学生・社会人学生を受け入れるための支援体制を整備し、支援を行っているか。</p> <p style="text-align: right;">A群</p>	<p>5-6 留学生・社会人学生を受け入れるための支援体制を整備し、支援を行っているか。</p> <p style="text-align: right;">A群</p>	
<p>5-7 学生の自主的な活動、修了生の同窓会組織等に対して、どのような支援体制を整備し、支援を行っているか。</p> <p style="text-align: right;">A群</p>	<p>5-7 学生の自主的な活動、修了生の同窓会組織等に対して、どのような支援体制を整備し、支援を行っているか。</p> <p style="text-align: right;">A群</p>	

新	旧	改定の理由
<p>5-8 学生支援には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。</p> <p style="text-align: right;">A群</p>	<p>5-8 学生支援には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。</p> <p style="text-align: right;">A群</p>	
<p>6 教育研究等環境</p>	<p>6 教育研究等環境</p>	
<p>項目 16：施設・設備、人的支援体制の整備</p> <p>各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、大学全体の施設・設備も含め、当該専門職大学院の規模等に応じた施設・設備を整備するとともに、障がいのある者に配慮して整備することが重要である。また、学生の効果的な学習や相互交流を促進する環境を整備するとともに、教育研究に資する人的な補助体制を整備することが必要である。さらに、固有の目的に即した施設・設備、人的支援体制を設け、特色の伸長に努めることが望ましい。</p>	<p>項目 16：施設・設備、人的支援体制の整備</p> <p>各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、大学全体の施設・設備も含め、当該専門職大学院の規模等に応じた施設・設備を整備するとともに、障がいのある者に配慮して整備することが重要である。また、学生の効果的な学習や相互交流を促進する環境を整備するとともに、教育研究に資する人的な補助体制を整備することが必要である。さらに、固有の目的に即した施設・設備、人的支援体制を設け、特色の伸長に努めることが望ましい。</p>	
<p>6-1 講義室、演習室その他の施設・設備をデジタルコンテンツ系専門職大学院の規模及び教育形態に応じ、整備していること。</p> <p>（「専門院」第 17 条）</p> <p style="text-align: right;">F 群・L 群</p> <p>6-2 学生が自主的に学習できる自習室や学生相互の交流のためのラウンジ等の環境を整備し、効果的に利用されていること。</p> <p style="text-align: right;">F 群</p>	<p>6-1 講義室、演習室その他の施設・設備をデジタルコンテンツ系専門職大学院の規模及び教育形態に応じ、整備していること。</p> <p>（「専門職」第 17 条）</p> <p style="text-align: right;">F 群・L 群</p> <p>6-2 学生が自主的に学習できる自習室や学生相互の交流のためのラウンジ等の環境を整備し、効果的に利用されていること。</p> <p style="text-align: right;">F 群</p>	

新	旧	改定の理由
<p>6-3 障がいのある者のための施設・設備を整備していること。 F群</p> <p>6-4 学生の学習、教員の教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャーを整備していること。 F群</p> <p>6-5 教育研究に資する人的な支援体制を整備していること。 F群</p> <p>6-6 施設・設備、人的支援体制には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。 A群</p>	<p>6-3 障がいのある者のための施設・設備を整備していること。 F群</p> <p>6-4 学生の学習、教員の教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャーを整備していること。 F群</p> <p>6-5 教育研究に資する人的な支援体制を整備していること。 F群</p> <p>6-6 施設・設備、人的支援体制には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。 A群</p>	
<p>項目 17：図書資料等の整備</p> <p>各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、図書館（図書室）に学生の学習、教員の教育研究活動に必要かつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料を計画的・体系的に整備するとともに、図書館（図書室）の利用規程や開館時間を学生の学習及び教員の教育研究活動に配慮したものとする必要がある。さらに、図書資料等の整備について、固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。</p>	<p>項目 17：図書資料等の整備</p> <p>各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、図書館（図書室）に学生の学習、教員の教育研究活動に必要かつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料を計画的・体系的に整備するとともに、図書館（図書室）の利用規程や開館時間を学生の学習及び教員の教育研究活動に配慮したものとする必要がある。さらに、図書資料等の整備について、固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。</p>	
<p>6-7 図書館（図書室）には、デジタルコンテンツ系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に必要かつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料を計画的・体系的に整備して</p>	<p>6-7 図書館（図書室）には、デジタルコンテンツ系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に必要かつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料を計画的・体系的に整備して</p>	

新	旧	改定の理由
<p>いること。 F群</p> <p>6-8 図書館（図書室）の利用規程や開館時間は、デジタルコンテンツ系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に配慮したものとなっていること。 F群</p> <p>6-9 図書資料等の整備には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。 A群</p>	<p>いること。 F群</p> <p>6-8 図書館（図書室）の利用規程や開館時間は、デジタルコンテンツ系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に配慮したものとなっていること。 F群</p> <p>6-9 図書資料等の整備には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。 A群</p>	
<p>項目 18：専任教員の教育研究環境の整備 各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、専任教員の学問的創造性を伸長し、十分な教育研究活動をなし得るよう、その環境を整備することが必要である。</p>	<p>項目 18：専任教員の教育研究環境の整備 各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、専任教員の学問的創造性を伸長し、十分な教育研究活動をなし得るよう、その環境を整備することが必要である。</p>	
<p>6-10 専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮したものとなっていること。 F群</p> <p>6-11 専任教員に対する個人研究費の適切な配分、個別研究室の整備等、十分な教育研究環境を用意していること。 F群</p> <p>6-12 専任教員の教育研究活動に必要な機会（例えば、研究専念</p>	<p>6-10 専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮したものとなっていること。 F群</p> <p>6-11 専任教員に対する個人研究費の適切な配分、個別研究室の整備等、十分な教育研究環境を用意していること。 F群</p> <p>6-12 専任教員の教育研究活動に必要な機会（例えば、研究専念</p>	

新	旧	改定の理由
<p>期間制度) を保証していること。</p> <p style="text-align: right;">F 群</p>	<p>期間制度) を保証していること。</p> <p style="text-align: right;">F 群</p>	
<p>7 管理運営</p>	<p>7 管理運営</p>	
<p>項目 19：管理運営体制の整備、関係組織等との連携</p> <p>各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、学問研究の自律性の観点から、管理運営を行う固有の組織体制を整備するとともに、関連法令に基づき学内規程を定め、これらを遵守することが必要である。また、専任教員組織の長の任免等については、適切な基準を設け、適切に運用することが必要である。さらに、デジタルコンテンツ系分野に関する外部機関との連携・協働等を適切に行う必要がある。</p> <p>なお、デジタルコンテンツ系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、固有の目的の実現のため、それらの組織と適切な連携・役割分担を行うことが望ましい。</p>	<p>項目 19：管理運営体制の整備、関係組織等との連携</p> <p>各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、学問研究の自律性の観点から、管理運営を行う固有の組織体制を整備するとともに、関連法令に基づき学内規程を定め、これらを遵守することが必要である。また、専任教員組織の長の任免等については、適切な基準を設け、適切に運用することが必要である。さらに、デジタルコンテンツ系分野に関する外部機関との連携・協働等を適切に行う必要がある。</p> <p>なお、デジタルコンテンツ系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、固有の目的の実現のため、それらの組織と適切な連携・役割分担を行うことが望ましい。</p>	
<p>7-1 管理運営を行う固有の組織体制を整備していること。</p> <p style="text-align: right;">F 群</p> <p>7-2 管理運営について、関連法令に基づく適切な規程を制定し、それを適切に運用していること。</p> <p style="text-align: right;">F 群</p> <p>7-3 デジタルコンテンツ系専門職大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準を設け、かつ、適切に運用していること。</p>	<p>7-1 管理運営を行う固有の組織体制を整備していること。</p> <p style="text-align: right;">F 群</p> <p>7-2 管理運営について、関連法令に基づく適切な規程を制定し、それを適切に運用していること。</p> <p style="text-align: right;">F 群</p> <p>7-3 デジタルコンテンツ系専門職大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準を設け、かつ、適切に運用していること。</p>	

新	旧	改定の理由
<p style="text-align: right;">F群</p> <p>7-4 デジタルコンテンツ系分野に関する外部機関との連携・協働等が適切に行われていること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p> <p>7-5 デジタルコンテンツ系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、どのようにそれらとの連携・役割分担を行っているか。</p> <p style="text-align: right;">A群</p>	<p style="text-align: right;">F群</p> <p>7-4 デジタルコンテンツ系分野に関する外部機関との連携・協働等が適切に行われていること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p> <p>7-5 デジタルコンテンツ系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、どのようにそれらとの連携・役割分担を行っているか。</p> <p style="text-align: right;">A群</p>	
<p>項目 20：事務組織</p> <p>各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、基本的な使命(mission)、固有の目的の実現を支援するため、適切な事務組織を設け、これを適切に運営することが必要である。なお、固有の目的の実現をさらに支援するため、事務組織の運営に関して特色ある取り組みを行うことが望ましい。</p>	<p>項目 20：事務組織</p> <p>各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、基本的な使命(mission)、固有の目的の実現を支援するため、適切な事務組織を設け、これを適切に運営することが必要である。なお、固有の目的の実現をさらに支援するため、事務組織の運営に関して特色ある取り組みを行うことが望ましい。</p>	
<p>7-6 適切な規模と機能を備えた事務組織を設置していること。 （「大学院」第42条）</p> <p style="text-align: right;">F群・L群</p> <p>7-7 事務組織は、関係諸組織と有機的連携を図りつつ、適切に運営されていること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p>	<p>7-6 適切な規模と機能を備えた事務組織を設置していること。 （「大学院」第35条）</p> <p style="text-align: right;">F群・L群</p> <p>7-7 事務組織は、関係諸組織と有機的連携を図りつつ、適切に運営されていること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p>	<p>法令改正に合わせた変更</p>

新	旧	改定の理由
<p>7-8 事務組織の運営には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。</p> <p style="text-align: right;">A群</p>	<p>7-8 事務組織の運営には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。</p> <p style="text-align: right;">A群</p>	
<p>8 点検・評価、情報公開</p>	<p>8 点検・評価、情報公開</p>	
<p>項目 21：自己点検・評価</p> <p>各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現に向けて、Plan-Do-Check-Act（PDCA）サイクル等の仕組みを整備し、教育研究活動等を不断に点検・評価し、改善・改革に結びつける仕組みを整備することが必要である。また、これまでに認証評価機関等の評価を受けた際に指摘された事項に対して、適切に対応することが必要である。さらに、自己点検・評価、認証評価の結果を教育研究活動等の改善・向上に結びつけるとともに、固有の目的に即した特色の伸長のために活用していくことが望ましい。</p>	<p>項目 21：自己点検・評価</p> <p>各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現に向けて、Plan-Do-Check-Act（PDCA）サイクル等の仕組みを整備し、教育研究活動等を不断に点検・評価し、改善・改革に結びつける仕組みを整備することが必要である。また、これまでに認証評価機関等の評価を受けた際に指摘された事項に対して、適切に対応することが必要である。さらに、自己点検・評価、認証評価の結果を教育研究活動等の改善・向上に結びつけるとともに、固有の目的に即した特色の伸長のために活用していくことが望ましい。</p>	
<p>8-1 自己点検・評価のための仕組み・組織体制を整備し、教育研究活動等に関する評価項目に基づいた自己点検・評価を組織的かつ継続的な取り組みとして実施していること。 （「学教法」第109条第1項、「学教法施規」第158条、第166条）</p> <p style="text-align: right;">F群・L群</p> <p>8-2 自己点検・評価、認証評価の結果を教育研究活動等の改善・向上に結びつけるための仕組みを整備していること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p>	<p>8-1 自己点検・評価のための仕組み・組織体制を整備し、教育研究活動等に関する評価項目に基づいた自己点検・評価を組織的かつ継続的な取り組みとして実施していること。 （「学教法」第109条第1項、「学教法施規」第158条、第166条）</p> <p style="text-align: right;">F群・L群</p> <p>8-2 自己点検・評価、認証評価の結果を教育研究活動等の改善・向上に結びつけるための仕組みを整備していること。</p> <p style="text-align: right;">F群</p>	

新	旧	改定の理由
<p>8-3 認証評価機関等からの指摘事項に適切に対応していること。 F群</p> <p>8-4 自己点検・評価、認証評価の結果について、どのように教育研究活動等の改善・向上に結びつけているか。 A群</p> <p>8-5 自己点検・評価の仕組み・組織体制、実施方法等には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。 A群</p>	<p>8-3 認証評価機関等からの指摘事項に適切に対応していること。 F群</p> <p>8-4 自己点検・評価、認証評価の結果について、どのように教育研究活動等の改善・向上に結びつけているか。 A群</p> <p>8-5 自己点検・評価の仕組み・組織体制、実施方法等には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。 A群</p>	
<p>項目 22 : 情報公開 各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、自己点検・評価の結果を広く社会に公表することが必要である。また、透明性の高い組織運営を行うため、自らの諸活動の状況を社会に対して積極的に情報公開し、その説明責任を果たすことが必要である。さらに、情報公開について、固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。</p>	<p>項目 22 : 情報公開 各デジタルコンテンツ系専門職大学院は、自己点検・評価の結果を広く社会に公表することが必要である。また、透明性の高い組織運営を行うため、自らの諸活動の状況を社会に対して積極的に情報公開し、その説明責任を果たすことが必要である。さらに、情報公開について、固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。</p>	
<p>8-6 自己点検・評価の結果を学内外に広く公表していること。 〔学教法〕第109条第1項 F群・L群</p>	<p>8-6 自己点検・評価の結果を学内外に広く公表していること。 〔学教法〕第109条第1項 F群・L群</p>	

新	旧	改定の理由
<p>8-7 認証評価の結果を学内外に広く公表していること。 F群</p> <p>8-8 デジタルコンテンツ系専門職大学院の組織運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っていること。 (「学教法施規」第172条の2第1項及び第2項)</p> <p>(1) 教育研究上の目的に関すること。</p> <p>(2) 教育研究上の基本組織に関すること。</p> <p>(3) 教員組織、教員数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。</p> <p>(4) 学生の受け入れ方針及び入学者数、収容定員及び在籍学生数、修了者数並びに進路等の状況に関すること。</p> <p>(5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。</p> <p>(6) 学修成果に係る評価及び修了認定に当たっての基準に関すること。</p> <p>(7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教</p>	<p>8-7 認証評価の結果を学内外に広く公表していること。 F群</p> <p>8-8 デジタルコンテンツ系専門職大学院の組織運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っていること。 (「学教法施規」第172条の2)</p> <p>(1) 教育研究上の目的に関すること。</p> <p>(2) 教育研究上の基本組織に関すること。</p> <p>(3) 教員組織、教員数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。</p> <p>(4) 学生の受け入れ方針及び入学者数、収容定員及び在籍学生数、修了者数並びに進路等の状況に関すること。</p> <p>(5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。</p> <p>(6) 学修成果に係る評価及び修了認定に当たっての基準に関すること。</p> <p>(7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教</p>	<p>法令改正に合わせた変更</p>

新	旧	改定の理由
<p>育研究環境に関すること。</p> <p>(8) 授業料、入学料その他の徴収する費用に関する こと。</p> <p>(9) 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る 支援に関すること。</p> <p><u>(10) 専門性が求められる職業に就いている者等との 協力状況。</u></p> <p style="text-align: right;">F群・L群</p> <p>8-9 情報公開には、固有の目的に即して、どのような特色があ るか。</p> <p style="text-align: right;">A群</p>	<p>育研究環境に関すること。</p> <p>(8) 授業料、入学料その他の徴収する費用に関する こと。</p> <p>(9) 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る 支援に関すること。</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p style="text-align: right;">F群・L群</p> <p>8-9 情報公開には、固有の目的に即して、どのような特色があ るか。</p> <p style="text-align: right;">A群</p>	<p>法令改正に合 わせた変更</p>